

<研究ノート>

コメンタリー：インド2013年会社法第135条 (CSR) 及び関連法規 (2021年1月22日施行)

—企業省及び会社秘書役協会による「FAQs」を含む—

赤塚尚之

I 本稿について

インド2013年会社法第135条「会社の社会的責任 (CSR)¹⁾」は、所定の要件 (II 節 (2.1) を参照) を充足する会社に対し、直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%以上の資金を、CSR活動に拠出することを義務づけている。

法第135条及び別紙 VII (Schedule VII) 並びに関連する施行規則である2014年CSR方針規則 (The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014) (以下「CSR方針規則」) は、2014年4月1日に施行されてから繰り返し改正が行われてきた。直近の動向としては、2021年1月22日、2019年改正会社法及び2020年改正会社法のうち、法第135条を対象とする部分が施行されるとともに²⁾、2021年改正 CSR 方針規則が施行された。あわせて、法第135条に関連する通達等も、随時公表されている。その他、企業省 (MCA) は、2021年8月25日、2021年通達第14号 (8月25日付) 「CSRに関するFAQs」 (以下「企業省FAQs」) (MCA 2021g) を公表した³⁾。会社秘書役協会 (ICSI) も、2021年4月、「CSRに関するFAQs」 (以下「会社秘書役協会FAQs」) (ICSI 2021) を公表した。

以上をふまえ、本稿は、2020年8月24日改正・施行時点の状況に基づく拙稿 (赤塚 2020) を、2021年1月22日改正・施行時点の法第135条及びCSR方針規則に即してアップデートすることを目的としている⁴⁾。また、各種通達等については、2022年8月31日までに公表されたものを本稿に反映する⁵⁾。さらに、「企業省FAQs」及び「会社秘書役協会FAQs」が明らかにした事項も随所に盛り込むことにより、インドにおける“Mandatory CSR” 法制の詳解を目的とする本稿のさらなる充実を図ることとした。

本稿の構成 (II 節以降) は、次のとおりである。

II 節：CSR 委員会の設置

III 節：CSR 委員会の義務

IV 節：取締役会の権限及び義務

V 節：CSR 活動の範囲

VI 節：CSR 活動の実施

VII 節：CSR 支出

VIII 節：剰余の取扱い

IX 節：インパクトアセスメントの実施

X 節：CSR 報告

XI 節：CSR 活動のウェブサイトにおける開示

XII 節：外国会社の取扱い

XIII 節：中央政府の権限及び役割機能

XIV 節：罰則規定

1) 「CSR (Corporate Social Responsibility)」とは、「会社法第135条及びCSR方針規則を根拠とする法的義務 (statutory obligation) に基づき、会社が実施する活動」をいう (CSR 方針規則第2条第1項 (d))。

2) 関連して、2020年改正会社法のうち、会社及び (又は) 役員その他の者に対する罰則を定める法第134条及び第450条を対象とする部分も、2020年12月21日に施行された (XV 節を参照)。

3) 企業省は、ポータルサイト「National CSR Portal」 (URL: <https://www.csr.gov.in/content/csr/global/master/home/home.html>) 及び「National CSR Exchange Portal」 (URL: <https://csrexchange.gov.in>) を開設し、CSR 活動の実施等に関する各種情報を提供している。

4) 大幅な改正を伴う2021年改正 CSR 方針規則については、本稿に先がけて赤塚 (2021b) において詳解したところである。

5) 本稿は、2022年8月31日時点の状況に基づき執筆している。

補遺：取締役会報告書における開示

II CSR委員会の設置

2.1 設置要件

直近の会計年度⁶⁾において、次のいずれかに該当するすべての会社は、CSR委員会を設置しなければならない(法第135条第1項)。「CSR委員会(Corporate Social Responsibility Committee: CSR Committee)」とは、法第135条に基づき設置し取締役会が所管する、会社の社会的責任委員会をいう(CSR方針規則第2条第1項(e))。

- ・純資産⁷⁾が50億ルピー以上
- ・売上高⁸⁾が100億ルピー以上
- ・純利益⁹⁾が5,000万ルピー以上

なお、法第135条第5項に定めるCSR活動に対する要拠出額(Ⅶ節(7.1)を参照)が500万

ルピーを超えない会社については、CSR委員会を設置することを要しない。この場合、CSR委員会が果たすべき役割機能(Ⅲ節を参照)は、取締役会が担うこととされる(法第135条第9項)。

また、上記要件を充足したものの、その後、当該要件を3会計年度連続して充足しない会社は、再び要件を充足するまで、CSR委員会を設置し、法第135条第2項ないし第6項を遵守することを要しない¹⁰⁾(CSR方針規則第3条第2項)。

2.2 適用対象となる会社

法第135条第1項は、すべての会社に適用される¹¹⁾。したがって、親会社(法第2条第46項)、子会社(法第2条第87項)、インド国内に支店・プロジェクトオフィスを擁する外国会社¹²⁾も、法第135条にいう「会社」に該当する(CSR方針規則第3条第1項)。また、法第8条にいう「公益を目的とする会社(Companies with Charitable Objects)」¹³⁾も、法第135条にいう「会社」に該当する(企業省FAQs, No. 1.3及び会社秘書

6) 「会計年度(financial year)」は、原則として4月1日から3月31日までである(法第2条第41項)。

7) 「純資産(net worth)」とは、監査済みの貸借対照表における払込資本、利益を源泉とするすべての剰余金、株式プレミアム勘定及び当期純損益の貸方又は借方残高の合計から、各種控除項目(繰越欠損金及び前払費用その他の経過勘定項目)を控除した額をいう。なお、資産の再評価、減価償却の戻入れ及び合併を源泉とする剰余金は、純資産の構成要素には該当しない(法第2条第57項)。

8) 「売上高(turnover)」とは、財の販売又は(及び)役務の提供によって1会計年度に損益計算書に認識された収益(revenue)の総額をいう(法第2条第91項)。

9) 「純利益(net profit)」とは、法第198条に基づき算定された額をいう(法第135条第5項解説(Explanation))。具体的な算定方法については、Ⅶ節(7.1)を参照。

10) かかる規定は、法第135条第1項の要件を充足しなくなってからも3会計年度はCSR委員会を維持し、法第135条を遵守することを義務づけられると解することもできる。そこで、法第135条第1項の要件を充足しなくなってから3会計年度内に法第135条第9項を適用してCSR委員会を解散すると、CSR方針規則第3条第2項との関係が問題となる。これについて、CSR委員会を設置しなくとも、CSR委員会が果たすべき役割機能は取締役会が担うこととされるから、会社はCSR委員会が果たすべき義務を放棄したことにはならない。したがって、上述のとおりCSR委員会を解散することは、CSR方針規則第3条第2項に抵触しないと解される(会社秘書役協会FAQs, Q. 57 and A. 57)。

11) 例外として、特定IFSC公開会社及び特定IFSC非公開会社については、事業を開始して5年を経過するまで、法第135条の適用が猶予される(2017年1月4日付公示(MCA 2017a及びMCA 2017b))。「特定IFSC公開会社(Specified IFSC Public Company)」とは、特別経済区法(SEZ法)及び特別経済区規則(SEZ規則)に基づき認可された複数の役務を提供する国際金融サービスセンター(IFSC)における事業認可を、インド準備銀行(RBI)、インド証券取引委員会(SEBI)又はインド保険規制開発庁(IRDA)から受けた非上場の公開会社をいう(MCA 2017a)。また、「特定IFSC非公開会社(Specified IFSC Private Company)」とは、同様の認可を受けた非公開会社をいう(MCA 2017b)。

12) 「外国会社(foreign company)」とは、インド国外において設立され、インド国内に拠点を設立して自身又は代理機関が物理的又は電子的な手段をもって事業を営む会社又は法人をいう(法第2条第42項)。外国会社に対する法第135条の適用については、Ⅷ節を参照。

役協会 FAQs, Q. 8 and A. 8)。

なお、親会社と子会社については、別個に法第135条第1項が定める要件の充足を判定する。すなわち、親会社又は子会社は、自身が要件を充足しなければ、CSR委員会を設置することを要しないということである。例えば、A社はB社の子会社であるとする。そして、A社が要件を充足する一方、A社の親会社であるB社が要件を充足しなければ、A社のみ法第135条第1項の適用対象となり、CSR委員会の設置を要する(企業省 FAQs, No. 1.2及び会社秘書役協会 FAQs, Q. 7 and A. 7)。

2.3 人員構成

CSR委員会は3名以上の取締役¹⁴⁾をもって構成し、かつ、そのうち少なくとも1名は独立取締役であることを要する(法第135条第1項)。

ただし、法第149条第4項の適用を受けない会社は、2名以上の取締役をもってCSR委員会を構成すれば足りる(法第135条第1項但書)。ここで法第149条第4項は、上場公開会社に対して¹⁵⁾、取締役総数の3分の1以上が独立取締役であることを求めるものである。また、同条同項は、中央政府が特定の公開会社における独立取締役の必要人数を定めることができるとしている(法第149条第4項)。具体的には、①払込資本額1億ルピー以上、②売上高10億ルピー以上、③負債総額5億ルピー超のいずれかに該当する

公開会社は、2名以上の独立取締役を登用する必要がある(「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第4条第1項)。そこで、非上場の公開会社も、時として独立取締役の登用を要する。以上、端的にいえば、法第135条第1項但書の適用対象となる会社は、①非上場の公開会社のうち独立取締役の登用を要しない会社と、②非公開会社¹⁶⁾である。

また、CSR方針規則は、CSR委員会の人員構成の詳細を次のとおり定めている(CSR方針規則第5条第1項)。

- ・法第149条第4項に基づく独立取締役の登用を要しない会社は、CSR委員会を設置することを目的として独立取締役を新規に登用することを要しない。
- ・取締役を2名しか登用していない非公開会社は、当該2名の取締役をもってCSR委員会を構成すれば足りる¹⁷⁾。
- ・外国会社のCSR委員会は、2名以上の人員をもって構成する。そして、そのうち1名は法第380条第1項(d)に基づき国内居住者として登録されている者とし、その他は外国会社が指名した者とする。

以上をふまえ、会社の種類ごとにCSR委員会の人員構成を一覧表示すれば、次頁の表1のとおりである。とくに、非上場の公開会社については、状況に応じて、①3名以上の取締役(そ

13) 公益を目的とする会社は、次の特徴を有する(法第8条第1項)。

- ・商業、芸術、科学、スポーツ、教育、研究、社会福祉、宗教、チャリティー、環境保護その他の目的を有する。
- ・利益が生じた場合、それを上記目的に使用する。
- ・配当の支払いを禁じている。

14) 「取締役(director)」とは、会社の取締役会から取締役に指名された者をいう(法第2条第34項)。また、「独立取締役(independent director)」とは、法第149条第6項が定める適格要件を充足する者をいう(法第2条第47項)。紙幅の都合により、適格要件の詳細については、赤塚(2020, 補遺2)を参照。

15) 「公開会社(public company)」とは、最低払込資本金の要件を充足し、かつ、非公開会社(注16を参照)に該当しない会社をいう(法第2条第71項)。公開会社の取締役総数は、3名以上15名以下とされる(法第149条第1項)。

16) 「非公開会社(private company)」とは、最低払込資本金の要件を充足し、かつ、定款に次の事項のすべてを記載している会社をいう(法第2条第68項)。

- ・株式譲渡を制限していること。
- ・一人会社を除き、株主数を200名以下に制限していること。
- ・証券の公募を禁じていること。

17) 非公開会社の取締役総数は、2名以上15名以下とされる(法第149条第1項)。

表1 CSR委員会の人員構成

会社の種類		CSR委員会の人員構成	独立取締役
公開会社	上場公開会社	3名以上の取締役 (少なくとも1名は独立取締役)	要
	非上場の公開会社	2名以上の取締役 (独立取締役の登用を要しない場合)	不要
非公開会社		2名以上の取締役	
外国会社		2名以上の人員 (1名は法第380条第1項(d)に基づき国内居住者として登録されている者、その他は外国会社が指名した者)	

(企業省 FAQs, No. 2.1及び会社秘書役協会 FAQs, Q. 3 and A. 3をもとに筆者作成)

のうち少なくとも1名は独立取締役)又は②2名以上の取締役をもってCSR委員会を構成することに留意を要する。

2.4 人員構成の開示

法第134条第3項に基づく「取締役会報告書」は、CSR委員会の人員構成を開示しなければならない¹⁸⁾(法第134条第3項(o)及び第135条第2項)。

III CSR委員会の義務

CSR委員会は、次の義務を負う(法第135条第3項)。

- ・ CSR方針¹⁹⁾を策定し、取締役会に具申する。
- ・ CSR方針に基づくCSR活動に対する資金の拠出額を取締役に具申する。
- ・ 会社のCSR方針を適宜モニタリングする。

加えて、CSR委員会は、会社のCSR方針に即して、次の諸事項を含む年次行動計画²⁰⁾を

策定し、取締役会に具申しなければならない(CSR方針規則第5条第2項)。

- ・ 法別紙Ⅶ(表2を参照)に列挙された諸項目と合致するCSRプロジェクト又はプログラムの概要
- ・ プロジェクト又はプログラムを実施する方法(VI節を参照)
- ・ 資金の利用方法、プロジェクト又はプログラムの実施スケジュール
- ・ プロジェクト又はプログラムのモニタリング及び報告方法
- ・ 必要に応じて、会社が実施したプロジェクトについてのインパクトアセスメント(IX節を参照)の詳細

その他、CSR委員会は、代理機関をつうじてCSR活動を実施する場合(VI節(6.1.1)を参照)、会計年度において代理機関にとって利用可能となるかたちで、代理機関に資金の一部又は全部を提供することを確実なものとしなければならない²¹⁾(企業省 FAQs, No. 7.4)。

18) 取締役会の義務については、IV節(4.2)を参照。また、「取締役会報告書」におけるCSR活動報告の詳細については、補遺を参照。

19) 「CSR方針(Corporate Social Responsibility Policy ; CSR Policy)」とは、「CSR委員会からの具申をふまえて会社の取締役会が決定したCSR活動の実施方法及び方向性を含む年次行動計画の策定のほか、CSR活動の選択、実施及びモニタリングに関する行動規範を含む声明」をいう(CSR方針規則第2条第1項(f))。CSR方針は、法別紙Ⅶに基づき会社が実施するCSR活動を明確にしなければならない(法第135条第3項(a))。また、CSR方針は、年次行動計画を策定するためのよりどころとなる原則を含むものである(会社秘書役協会 FAQs, Q. 30 and A. 30)。

20) 年次行動計画は、CSR方針の構成要素には該当しないものの、CSR方針と整合的でなければならない(会社秘書役協会 FAQs, Q. 30 and A. 30)。年次行動計画の変更については、IV節(4.1)を参照。

なお、先述のとおり、法第135条第9項を適用してCSR委員会を設置しない場合(Ⅱ節(2.1)を参照)、CSR委員会が負うべき以上の義務は、取締役会が負う(企業省FAQs, No. 2.2)。

Ⅳ 取締役会の権限及び義務

4.1 権限

CSR委員会の設置を要する会社の取締役会は、次の権限を有する。

- ・ CSR委員会からの具申に基づき、会社のCSR活動を計画、決定、実施及びモニタリングする権限(企業省FAQs, No. 2.5)。
- ・ その影響に対する合理性が認められる正当な理由を有することを条件として、CSR委員会からの具申に基づき、会計年度のいかなる時点においても年次行動計画を変更する権限(CSR方針規則第5条第2項但書)。これに関して、「継続的なプロジェクト」(Ⅵ節(6.4)を参照)については、プロジェクトの期間内において、その影響に対する合理性が認められる正当な理由を有することを条件として、プロジェクトの一部又は全部を廃止²²⁾・修正する権限(企業省FAQs, No. 6.6)。
- ・ インパクトアセスメント(Ⅸ節を参照)を実施する独立機関を選定するための適格要件を策定する権限(企業省FAQs, No. 9.4)。
- ・ 必要に応じて、「継続的なプロジェクト」の終了後、終了したプロジェクトに関連する別のプロジェクトを自由に設定する権限

(企業省FAQs, No. 6.1)。

4.2 義務

CSR委員会の設置を要する会社の取締役会は、次の義務を負う。

- ・ CSR委員会が策定したCSR方針を審議のうえ承認し、「取締役会報告書」においてそれを開示する義務²³⁾。ウェブサイトを有する会社は、ウェブサイトにおいても「取締役会報告書」と同様の内容を開示する義務(法第135条第4項(a)及びCSR方針規則第9条)。
- ・ CSR方針に盛り込まれた諸活動が、自身又は代理機関(Ⅵ節(6.1.1)を参照)をつうじて実施されることを確実なものとする(ensure)義務(法第135条第4項及びCSR方針規則第4条第1項)。
- ・ 各会計年度において、直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%以上の資金を、会社がCSR方針に基づきCSR活動に拠出することを確実なものとする義務(法第135条第5項)。
- ・ 直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%相当額の資金の一部又は全部をCSR活動に拠出できなかった場合、「取締役会報告書」においてその理由を説明する義務(法第135条第5項第二但書)。
- ・ CSR活動に対する資金の拠出不足額を、「未拠出CSR口座」に預け入れるか又は法別紙Ⅶに列挙された基金へ拠出する義務(法第135条第5項第二但書及び同条第6項²⁴⁾(表2及びⅦ節(7.3)を参照)。

21) 取締役会も、同様の義務を負う(Ⅳ節(4.2)を参照)。

22) 例えば、3年計画で800万ルピーの予算を割り当てて雨水採取事業を開始したものの、事業の開始から2年を経過し400万ルピーを拠出したところで今後十分な成果が得られないと判断される場合、雨水採取事業を廃止して別の事業を実施し、本来であれば雨水採取事業に使用すべき未拠出の予算額400万ルピーを当該別の事業に拠出することができる(会社秘書役協会FAQs, Q. 48 and A. 48)。未使用額の取扱いについては、あわせてⅦ節(7.5)を参照。

23) 開示を要する事項の詳細については、補遺を参照。

24) 厳密には第6項に「取締役会」という文言はないものの、「企業省FAQs」は取締役会の義務に分類している(企業省FAQs, No. 2.3(vi))。

- ・CSR活動に拠出した資金の使用状況を確認する義務(企業省FAQs, No. 2.3(v))。これに関して、法第135条第5項に基づき拠出した資金が、自身が承認した目的及び手法にかなうかたちで使用されるようつとめる義務(CSR方針規則第4条第5項²⁵⁾)。
- ・「継続的なプロジェクト」について、定められた期間及び年次計画を参照し、その実施状況をモニタリングする義務(CSR方針規則第4条第6項)。また、定められた期間内におけるプロジェクトの円滑な実施に鑑みて、必要に応じてプロジェクトを修正する義務(CSR方針規則第4条第6項)。
- ・「管理活動によって生じた間接費」(Ⅶ節(7.2.2.1)を参照)が、1会計年度の会社のCSR支出総額の5%を上回らないことを確実なものとする義務(CSR方針規則第7条第1項)。
- ・「継続的なプロジェクト」について、①「継続的なプロジェクト」を識別する、②年次予算を配分する、③法第135条第6項に基づき資金の拠出不足額を「未拠出CSR口座」に預け入れる(Ⅶ節(7.3.1)を参照)、④プロジェクト期間及び予算の年次配分額に基づきプロジェクトの実施をモニタリングする、⑤プロジェクトを円滑に進行するために必要となる修正を適宜行う義務(企業省FAQs, No. 6.4)。
- ・代理機関をつうじてCSR活動を実施する場合、会計年度内に代理機関にとって利用可能となるかたちで、代理機関に資金の一部又は全部を拠出することを確実なものとする義務²⁶⁾(企業省FAQs, No. 7.4)。
- ・各会計年度の会社の「取締役会報告書」に

において、CSR活動に関する年次報告を行う義務(CSR方針規則第8条第1項)。あわせて、会社がウェブサイト有していれば、CSR委員会の人員構成並びに取締役会が承認したCSR方針及びプロジェクトを、当該ウェブサイトにおいて開示する義務(CSR方針規則第9条)。

- ・法第135条第9項に基づきCSR委員会を設置しない場合(Ⅱ節(2.1)を参照)、CSR委員会が果たすべき役割機能を担う義務(法第135条第9項)。

V CSR活動の範囲

法別紙Ⅶ「会社のCSR方針に盛り込まれる可能性を有する諸活動」(2020年8月24日最終改正)は、次頁の表2に示すとおり、CSR活動に該当しうる会社の諸活動として12の区分を示している。なお、法別紙Ⅶは、多様な活動を網羅すべく、広範な項目を挙げている。そこで、法別紙Ⅶについては、柔軟な解釈を要する²⁷⁾(企業省FAQs, No. 3.13)。

また、CSR方針規則は、次のとおりCSR活動に該当しない諸活動を明示している(CSR方針規則第2条第1項(d)(i)ないし(vi))。

- (i) 会社の通常の事業活動の範疇にある活動
- (ii) インド国外において実施される活動
- (iii) 法第182条に基づく政党に対する直接的又は間接的な寄付
- (iv) 2019年賃金法第2条(k)に定義された「従業員」²⁸⁾が便益を享受する活動
- (v) 会社が後援する活動のうち、当該会社が販売する製品又は提供する役務に関

25) あわせて、CSR方針規則第4条第5項は、CFO又は財務管理責任者に対して、拠出した資金の効果を検証する義務を課している。

26) CSR委員会も、同様の義務を負う(企業省FAQs, No. 7.4)。

27) 例えば、COVID-19対応を目的とする諸活動も、CSR活動に該当しうる(Ⅶ節(7.2.2.6)を参照)。また、本稿の執筆時点における最新の通達である2022年通達第8号(7月26日付)(MCA 2022c)は、「Har Ghar Tiranga キャンペーン」(URL: <https://amritmahotsav.nic.in/har-ghar-tiranga.htm>)に関連する諸活動(インド国旗の大量生産・支給等)に対する資金の拠出が、CSR活動(法別紙Ⅶの区分2)に該当するとしている。

表2 CSR活動に該当しうる諸活動(法別紙Ⅶ)

区分	活動
1	飢餓、貧困、栄養失調の根絶 医療(予防医療を含む)の向上 公衆衛生の向上(中央政府が設立した基金 Swach Bharat Kosh* に対する寄付を含む) 安全な飲料水の確保
2	教育水準の向上(子供、女性、高齢者、障がい者に対する特別支援教育や職業訓練を含む) 生活水準向上プロジェクト
3	男女平等の促進 女性のエンパワメントの促進 女性、孤児の居住・宿泊施設の開設 老人施設、デイケアセンターその他の高齢者施設の開設 社会的・経済的弱者にとっての不公平を解消する手段の確立
4	環境サステナビリティ 生態系バランスの確保 動植物愛護 動物福祉 アグロフォレストリー 天然資源保護 土壌、大気、水質の保全(中央政府が設立した Clean Ganga Fund** に対する寄付を含む)
5	国家遺産、芸術、文化の保護(歴史的建造物、遺跡、芸術作品の修復を含む) 公立図書館の開設 伝統工芸の促進・発展
6	退役軍人、戦争未亡人とその扶養家族に対する給付 中央武装警察(CAPF)及び中央準軍隊(CPMF)の退職者、扶養家族(未亡人を含む)に対する給付
7	農村部スポーツ、国家的スポーツ、パラリンピック・オリンピック競技の普及促進
8	首相による国民救済基金(PMNRF***)に対する寄付 首相による緊急事態における市民援助及び救済基金(PM CARES Fund****)に対する寄付 社会経済の発展を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付 指定カースト、部族、下層階級、マイノリティ、女性の救済及び福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付
9	中央政府、州政府、公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行うインキュベーターに対する寄付 中央政府、州政府、公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行う科学・技術・エンジニアリング・医学分野の研究開発プロジェクトに対する寄付 インド工科大学(IITs)をはじめとする国公立大学に対する寄付 核エネルギー局(DAE)、バイオテクノロジー局(DBT)、科学・技術局(DST)、医薬局(Department of Pharmaceuticals)、伝統医学省(AYUSH)、電子情報技術省(MeitY)、防衛研究開発機構(DRDO)、インド農業研究委員会(ICAR)、インド医学研究委員会(ICMR)、科学産業研究委員会(CSIR)が所管し、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進を目的として、科学、技術、エンジニアリング、医学の研究に従事する国立研究所又は独立機関に対する寄付
10	農村開発プロジェクト
11	スラム街の開発
12	防災活動(救助、修復、再建活動を含む)

* URL: <http://sbkosh.gov.in/>

** URL: <https://nmcg.nic.in/cleangangafund/index.html>

*** URL: <https://pnmrf.gov.in/en/>

**** URL: <https://www.pmcare.gov.in/en/>

するマーケティング上の便益をもたらすもの

(vi) インド国内において施行された他の法を根拠とする義務の履行に伴う活動

(i) について、通常の事業活動としてワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を行う会社が、2020年度ないし2023年度にCOVID-19関連のワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を実施する場合、次の要件を充足すれば、当該研究開発活動はCSR活動に該当する(CSR方針規則第2条第1項(d)(i)但書)。

- ・ 法別紙Ⅶ(区分9)に列挙された機関又は組織と共同で実施する研究開発であること。
- ・ 「取締役会報告書」において、別途、研究開発の詳細を開示すること。

(ii) について、州・連邦直轄領代表のスポーツ選手個人及びインド代表の国際的スポーツ選手個人のインド国外におけるトレーニングの支援を目的とする活動は、唯一の例外として、CSR活動に該当する(CSR方針規則第2条第1項(d)(ii)及び企業省FAQs, No. 4.4)。

(iv) について、従業員が専ら便益を享受する活動は、CSR活動に該当しない。例えば、従業員(未熟練の従業員)のみを対象とした医療講習会の実施は、CSR活動に該当しない(会社秘書役協会FAQs, Q. 20 and A. 20)。ただし、従業員のみ便益をもたらすことができなく、かつ、従業員とその家族がその他の受益者と同等の受益者となる活動であれば²⁹⁾、CSR活動に該当

する(企業省FAQs, No. 4.2)。

(v) について、CSR活動を会社の事業のマーケティング又はブランド構築のための純粋なツールとして用いてはならない。もっとも、CSR活動をつうじて副次的にブランドが構築されることは、CSRの精神に何ら反するものではない(企業省FAQs, No. 4.3)。また、一度限りのイベント(マラソン大会、授賞式、慈善寄付、広告、テレビ番組のスポンサー等)は、CSR活動に該当しない(会社秘書役協会FAQs, Q. 56 and A. 56)。

(vi) について、例えば、労働法、2013年土地収用法及び1961年養成訓練法が、「他の法」に該当する(2016年通達第1号(1月12日付)(MCA 2016))。

VI CSR活動の実施

6.1 実施形態

CSR活動の実施形態としては、次の3つの形態が識別される(CSR方針規則第4条第1項及び第4項並びに企業省FAQs, No. 5.1)。以下、形態(b)及び(c)について言及する。

- (a) 自社で単独実施する。
- (b) 代理機関をつうじて実施する。
- (c) 他の会社(一社又は複数)と共同実施する。

6.1.1 代理機関をつうじた実施

CSR活動は、次の代理機関をつうじて実施する³⁰⁾ことができる³¹⁾(CSR方針規則第4条第1項)。

28) 「従業員(employee)」とは、「雇用条件が明示的であるか黙示的であるかを問わず、手動、操作、監督、管理、経営、技術又は事務的な業務に従事させるべく組織が賃金で雇用した熟練、半熟練、未熟練の者(1961年養成訓練法に基づく実習生を除く)及び政府によって労働者に認定された者(インド軍を除く)」をいう(2019年賃金法第2条(k))。

29) CSRの精神は、ひろく社会全般に便益をもたらすものであり、受益者間で差別があってはならない(企業省FAQs, No. 4.2)。

30) ちなみに、代理機関をつうじてCSR活動を実施する場合において、会社が法第135条第5項に基づく義務を履行したとみなされる時点は、会社が代理機関に拠出した資金をその代理機関が使用してCSR活動を実施した時点である。言い換えれば、それ以前の時点、すなわち、会社が代理機関に資金を拠出した時点においては、義務を履行したとはみなされない(企業省FAQs, No. 7.4)。

31) 代理機関は、「継続的なプロジェクト」((6.4)を参照)も実施することができる(企業省FAQs, No. 6.5)。

- (a) 自社又は他者と共同で設立した、公益を目的とする会社、登録慈善基金(registered public trust)又は登録団体であり、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録された主体
- (b) 中央政府又は州政府が設立した公益を目的とする会社、登録基金(registered trust)又は登録団体
- (c) 議会制定法又は州法に基づき設立された主体
- (d) その他、公益を目的とする会社、登録慈善基金又は登録団体であり、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録され、かつ、少なくとも過去3年間の同様の活動実績を有する主体

これらのうち、(b)を除き、公益を目的とする会社、登録慈善基金³²⁾、登録団体その他の主体は、代理機関としてCSR活動を実施すべく、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録を要する³³⁾(企業省FAQs, No. 5.3)。

また、CSR活動を実施する代理機関は、2021年4月1日以降、様式「CSR-1」³⁴⁾に必要事項を記載し、中央政府に電子登録³⁵⁾しなければ

ならない(CSR方針規則第4条第2項(a))。代理機関にこのような登録を義務づけることとしたのは、次の理由による(企業省FAQs, No. 5.5)。

- ・適切な代理機関を選定することが会社にとっての主要な関心事となっていることに鑑み、CSR活動を実施する代理機関を必要とする会社のためにデータベースを構築するため。
- ・CSR活動の実施における説明責任及び透明性に資するため。また、それによって、CSRエコシステムの強化に資するため。

6.1.2 共同実施

個々の会社のCSR委員会がCSR方針規則に基づき別個にプロジェクト又はプログラムを報告できることを条件として、プロジェクト、プログラム又はCSR活動を他社と共同実施する³⁶⁾ことができる(CSR方針規則第4条第4項)。

6.2 国際機関への参画

会社は、CSR活動に従事する自社の従業員のCSRスキルの養成に加えて、自身が策定したCSR方針に基づくCSR活動の設計、モニタリング及び評価を目的として³⁷⁾、国際機関³⁸⁾に参画することができる(CSR方針規則第4条

32) 基金の登録を要しない州においては、1961年所得税法に基づく登録を行った基金も、登録慈善基金とする(企業省FAQs, No. 5.4)。

33) CSR方針規則第4条第1項は、2020年度(2021年1月22日)に施行された(週及適用なし)。したがって、2021年1月22日以降、会社に代わりCSR活動を実施する代理機関は、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録を要する。登録を行っていない代理機関がそれ以前から「継続的なプロジェクト」を実施している場合、当該機関はできるだけ早く登録を行う必要がある(もちろん、登録が完了するまでの間もプロジェクトを実施することができる)。2021年1月22日以降、当該機関が新規のプロジェクトを実施する場合には、それに先がけて登録を要する(会社秘書役協会FAQs, Q. 25 and A. 25)。

34) 様式「CSR-1」は、勅許会計士、会社秘書役又は原価会計士による証明を受けなければならない(CSR方針規則第4条第2項(b))。ポータルサイト「MCA21ポータル」をつうじて様式「CSR-1」を提出することにより、代理機関にはCSR登録番号が自動的に割り当てられる(CSR方針規則第4条第2項(c))。CSR登録番号は、「取締役会報告書」において開示される(表9の(11)及び表10の(8)を参照)。

35) 2021年4月1日以前に承認されたCSR活動又はプログラムについては、かかる登録を要しない(CSR方針規則第4条第2項(a)但書)。したがって、2021年4月1日以前(より具体的には2021年1月22日から3月31日まで)に承認された「継続的なプロジェクト」を実施する代理機関は、登録を要しない。2021年4月1日以降に承認された新規のプロジェクトを実施する場合には、かかる登録を要する(企業省FAQs, No. 5.7及び会社秘書役協会FAQs, Q. 42 and A. 42)。

36) 例えば、個々の会社の活動資金が少ない場合に、個々の会社の資金をプールすることによってCSR活動を共同実施することが想定される(企業省FAQs, No. 4.5)。

37) これにより、会社が国際機関に参画する目的が限定されると解される(企業省FAQs, No. 5.9)。

第3項)。

なお、国際機関を(CSR活動を実施する)代理機関とすることはできない(企業省FAQs, No. 5.9及び会社秘書役協会FAQs, Q. 44 and A. 44)。

6.3 地域に関する制約

会社は、地方及び自身が事業を営む地域に対して優先的にCSR活動予算を割り当てなければならない(法第135条第5項第一但書及び2018年通達第6号(5月28日付)(MCA 2018))。

これについて、法別紙Ⅶに基づく諸活動(例えば、芸術・文化の保護(区分5)、戦争未亡人に対する給付(区分6))は、地理的境界線を越え、インド全体で実施されるものである。また、情報通信技術(ICT)及び新時代ビジネス(eコマース、プロセスアウトソーシング)の発現により、会社が事業を営む地域を特定することがますます困難となっている。ここで、会社のCSR活動と国家的優先課題との整合性を担保し、かつ、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に会社が参画することを促すことが法第135条の趣旨であるとすれば、法第135条第5項第一但書を強制力を有するものと解することなく、地域に対する優先と国家的優先課題に対する取組みとのバランスを勘案することも必要となる(企業省FAQs, No. 3.9)。

6.4 プロジェクトの種類(「継続的なプロジェクト」)

会社法上、CSRプロジェクトは、①「継続的なプロジェクト(ongoing project)」と②「継続的なプロジェクト」に該当しないプロジェクトに大別される。「継続的なプロジェクト」とは、次のいずれかに該当するプロジェクトをいう

(CSR方針規則第2条第1項(i))。

- (a) 会社がCSR義務(CSR obligation)を履行するために採択した複数年度をまたぐプロジェクトであり、かつ、プロジェクトの開始年度を除き3年を超えないもの。
- (b) 当初は複数年度をまたぐプロジェクトではなかったものの、取締役会が正当な理由をもって事後的に複数年度をまたぐプロジェクトとして承認したもの。

「継続的なプロジェクト」の期間の上限は、(a)のとおり、「4」会計年度(1会計年度+3会計年度)であり、いかなる例外も認められない(企業省FAQs, No. 6.3)。また、プロジェクトが「継続的なプロジェクト」に該当すると認められるためには、会計年度内にプロジェクトを開始する必要がある³⁹⁾(企業省FAQs, No. 6.1)。「継続的なプロジェクト」は、①会社がプロジェクトに関連する指図書を発行したか又は②プロジェクトの実施に必要な契約を締結した時点をもって開始したとみなされる(企業省FAQs, No. 6.2)。

取締役会は、必要に応じて、「継続的なプロジェクト」の終了後、終了したプロジェクトに関連する別のプロジェクトを自由に設定することができる(企業省FAQs, No. 6.1)。

Ⅶ CSR支出

7.1 「純利益」及び「要拠出額」の算定方法

法第135条にいう「純利益」は、役員報酬の算定基礎とする「純利益」を規定する法第198条を準用して算定する(法第135条第5項解説)。

法第198条にいう「純利益」は、次頁の表3の

38) 「国際機関(International organisation)」とは、「1947年国連(特権及び免除)法(United Nations(Privileges and Immunities) Act, 1947)第3条に基づき中央政府から国際機関としての指定を受け、同法別紙の適用対象となるもの」をいう(CSR方針規則第2条第1項(g))。

39) これは、開始期間及び終了期間が識別可能なプロジェクトのみを「継続的なプロジェクト」とするためである(企業省FAQs, No. 6.1)。

表3 法第198条にいう「純利益」の算定

	金額
損益計算書の税引前利益 (PBT as per profit and loss account)	× × ×
第2項による加算項目 (credit to be provided)	× × ×
第4項による減算項目 (permissible deductions)	(× × ×)
法第198条にいう「純利益」 (net profit as per section 198)	× × ×

(企業省 FAQs, No. 3.1 : Ernst & Young 2013, p. 6 : SKP 2015, p. 9をもとに筆者作成)

表4 法第135条にいう「純利益」の算定

	金額
法第198条にいう「純利益」 (net profit as per section 198)	× × ×
CSR 方針規則第2条第1項 (h) による控除項目 :	
(i) 在外支店が計上した利益	(× × ×)
(ii) 法第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金	(× × ×)
法第135条にいう「純利益」 (net profit as per section 135)	× × ×

(筆者作成)

とおり、損益計算書において算定表示される税引前利益に、法第198条第2項及び第4項に列挙された諸項目⁴⁰⁾を加減算することによって算定する⁴¹⁾。

そして、法第135条にいう「純利益」の算定に際し、在外支店が計上した利益及び法第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金⁴²⁾は、法第198条にいう「純利益」から控除することとされる (CSR 方針規則第2条第1項 (h))。したがって、法第135条にいう「純利益」は、最終的に表4のとおり算定する。

なお、要拠出額の算定において、ある会計年度に純損失が生じた場合、それを法第135条にいう「純利益」の平均には反映しない (控除しない) と解される⁴³⁾。例えば、直近の3会計年度の純利益 (純損失) が、それぞれ①2,000万ルピー、②△1,000万ルピー、③1,000万ルピーであれば、純利益の平均は1,000万ルピーとなる

((①2,000万ルピー + ③1,000万ルピー) ÷ 3年)。

また、設立から3年を経過しない会社については、直近の1会計年度に計上した「純利益」の2%又は直近の2会計年度に計上した「純利益」の平均の2%を要拠出額とすればよい (法第135条第5項)。例えば、2018年度に設立されたA社が、2020年度に法第135条第1項の要件を充足した場合、2018年度及び2019年度の「純利益」の平均の2%が、2020年度の要拠出額となる (企業省 FAQs, No. 1.4)。

7.2 CSR 支出の範囲

7.2.1 基本的な考え方及び発生形態

CSR活動に該当する諸活動に対する資金の拠出額が、「CSR支出 (CSR expenditure)」に該当する⁴⁴⁾。したがって、法別紙Ⅶの埒外にある活動に対する資金の拠出額や、法別紙Ⅶに明示された基金以外の基金⁴⁵⁾に対する拠出額

40) 紙幅の都合により、加減算を要する具体的な諸項目については、赤塚 (2020, 表10) を参照。

41) ちなみに、法第198条を準用して算定する「純利益」は、いわゆる「ボトムライン」ではなく、「税引前の営業利益」に近い数値となる (BCCI 2018, p. 13)。

42) ここにいう配当には、中間配当を含む (法第2条第35項)。

43) 筆者による現地 (デリー) における複数の勅許会計士 (EY 及び PwC 所属) に対する聞き取り調査による (2020年2月20日及び21日実施)。

は、CSR支出に該当しない(企業省 FAQs, No. 3.13 and No. 3.16)。また、CSR支出は、事業支出⁴⁶⁾に該当しない(1961年所得税法第37条第1項第2解説及び企業省 FAQs, No. 3.10)。

CSR支出の発生形態としては、次の3つの形態が識別される(企業省 FAQs, No. 3.14)。

- ・会社又はその代理機関がCSRプロジェクト又はプログラムを実施することによって直接的に発生する(「活動ルート」)。
- ・法別紙Ⅶに明示された基金へ資金を拠出することによって発生する(「基金拠出ルート」)。
- ・法別紙Ⅶ(区分9)に明示されたインキュベーター及び研究開発プロジェクトや、研究開発活動に従事する国立研究所又は独立機関に寄付を行うことによって発生する。

7.2.2 具体的な取扱い

7.2.2.1 管理活動によって生じた間接費

「管理活動によって生じた間接費(administrative overheads)」とは、「会社のCSR部門における一般管理活動(general management and administration)によって生じた費用(expense)(特定のCSRプロジェクト又はプログラムの策定、実施、モニタリング及び評価に際し直接生じた費用を除く)」をいう⁴⁷⁾(CSR方針規則第2条第1項(b))。例えば、次の諸項目がこれに該当する(企業省 FAQs, No. 3.2)。

- ・CSR部門に所属する従業員に対する給与

- ・CSR部門に所属する従業員に対する教育訓練費用
- ・CSR部門において生じた水道光熱費、消耗品費、旅費交通費、法務関連費用その他

他方、次の諸項目は、「管理活動によって生じた間接費」に該当しない(CSR方針規則第2条第1項(b)並びに企業省 FAQs, No. 3.2 and No. 3.3及び会社秘書役協会 FAQs, Q. 21 and A. 21)。

- ・特定のCSRプロジェクト又はプログラムの策定、実施、モニタリング及び評価に際して直接的に生じた費用
- ・プロジェクトの実施に関連する費用
- ・教育関連のCSRプロジェクトに関して生じた学校教職員に対する給与
- ・CSR活動の管理に際し、代理機関に生じた費用
- ・CSR活動を実施する代理機関の仲介業者に対する手数料

「管理活動によって生じた間接費」は、1会計年度の会社のCSR支出総額の5%を上回ってはならない⁴⁸⁾(CSR方針規則第7条第1項)。

7.2.2.2 固定資産の製造又は取得にかかる拠出

固定資産(capital asset)の製造又は取得にかかる拠出額は⁴⁹⁾、次の主体が固定資産を保有することを条件として、CSR支出に該当する

44) 「CSR支出」に相当する額は、損益計算書に関する追加情報として、注記によって開示する(法別紙Ⅲ「損益計算書の作成に関する一般原則5(k)」)。つまり、会社法上、CSR支出は、他の項目とともに損益計算書の「その他の費用(other expenses)」に計上され、注記によってその詳細を明らかにすることが想定されている。他方、インド勅許会計士協会(ICAI)が2020年7月に公表したTechnical Guide「CSR活動に対する拠出の会計処理」は、損益計算書の「その他の費用」においてCSR支出を独立表示することとしている(ICAI 2020, par. 34)。

45) 非営利組織等、中央政府以外の組織が設立した私的な基金に対する拠出額は、たとえ当該基金が法別紙Ⅶに列举された活動と関連を有するものであっても、CSR支出に該当しない(会社秘書役協会 FAQs, Q. 54 and A. 54)。

46) 「事業支出(business expenditure)」は、会社法及びCSR方針規則によって定義された用語ではない。

47) ちなみに、原価計算基準審議会(CASB)は、「管理活動によって生じた間接費」を「企業(entity)の一般管理活動と関連を有するすべての原価(cost)」と定義している(CASB 2015, Chapter 6)。CSR方針規則による定義は、CSRの文脈における(限定的な)定義と解すればよいであろう。

48) インパクトアセスメントの実施に伴い生じる拠出額の取扱いについては、IX節を参照。

49) 「継続的なプロジェクト」は、建物、病院その他のインフラ施設の建設を伴うことがある(会社秘書役協会 FAQs, Q. 26 and A. 26)。

(CSR方針規則第7条第4項)。

- ・公益を目的とし、かつ、(CSR方針規則第4条第2項に基づく)CSR登録番号(注34を参照)を有する公益を目的とする会社、登録慈善基金又は登録団体
- ・自助グループ等の形態を有するCSRプロジェクトの受益者
- ・公的当局⁵⁰⁾

また、固定資産の移転に要する印紙税及び登録免許税等の支払額は、固定資産を移転した会計年度のCSR支出に該当する(企業省FAQs, No. 3.6)。

7.2.2.3 従業員の参加(プロボノ)

会社の従業員が自社のCSR活動に参加した場合、CSR活動に対する従業員の貢献量を貨幣評価してCSR支出とすることはできない⁵¹⁾(企業省FAQs, No. 3.18)。

7.2.2.4 現物支給

法第135条第5項は、“spends”と表記している。したがって、CSR活動として現物支給を行い⁵²⁾、それを貨幣評価してCSR支出とするこ

とはできない(企業省FAQs, No. 3.12)。

7.2.2.5 Corpus Donation

2021年改正前CSR方針規則は、“Corpus Donation”⁵³⁾に該当する寄付がCSR支出に該当すると明示していた(2021年改正前CSR方針規則第7条)。また、2014年通達第21号(6月18日付)は、会社が会社に代わりCSR活動を実施する代理機関に“Corpus Donation”に該当する寄付を行った場合、“Corpus”⁵⁴⁾が法別紙Ⅶの範疇にある活動と直接関連を有すれば、当該寄付額がCSR支出に該当することを明確にしていた(MCA 2014, (viii))。

これについて、2021年改正CSR方針規則第7条が“Corpus Donation”に関する文言を削除したため、その取扱いについて解釈の余地が生じていたところ⁵⁵⁾、「企業省FAQs」は、2021年1月22日以降、いかなる主体に対する“Corpus Donation”に該当する寄付もCSR支出に該当しないことを明確にした(企業省FAQs, No. 3.5)。

7.2.2.6 COVID-19対応

CSR活動に該当するCOVID-19対応を目的

50) 「公的当局 (public authority)」とは、2005年情報に対する権利法 (Right to Information Act, 2005) 第2条 (h) において定義された公的当局をいう (CSR 方針規則第2条第1項 (j))。2005年情報に対する権利法第2条 (h) は、「公的当局」を「憲法、議会制定法、州議会制定法、政府による通達等によって設立された自治組織をいい、所有、支配又は実質的な資金援助が行われている組織及び政府の基金によって直接的又は間接的な資金援助が行われている NGO を含む。」としている (2005年情報に対する権利法第2条 (h))。

51) だからといって、従業員が自社のCSR活動に参加することを妨げられることはなく、むしろ、従業員に対してCSR活動の参加を促すべきである(企業省FAQs, No. 3.18)。

52) ちなみに、インド勅許会計士協会が2020年7月に公表した Technical Guide は、CSR活動に該当しうる数少ない現物支給(財又は役務の無償提供)として、次の例(具体例を含む)を挙げている (ICAI 2020, par. 24)。

(a) 購入した財を無償提供すること

(b) 製造した財を無償提供すること

(i) 製薬会社が、通常の事業活動の一環として医薬品を製造し、それを無償提供した場合

(ii) 鋼棒を製造する会社が、通常の事業活動とは別に、鋼棒を材料として病院用ベッドを製造し、それを無償提供した場合

(c) 役務を無償提供すること

病院が、州政府が定めるガイドラインに基づき、総患者数の25%超の患者に医療サービスを無償提供した場合

53) 本邦における適切な訳語の例が見当たらないため、“Corpus Donation”と表記することとした。“Corpus Donation”を源泉とする基金は、寄付を受けた第三者にとって、返済不能であり、かつ、拘束性を有する (ICAI 2021, par. 26)。

54) ちなみに、NPO に関していえば、“Corpus”とは、「NPO の設立者又は支援者が寄付を行った資本の性質を有する返還不要な基金 (non-reducible funds of capital nature) であり、NPO の存続期間にわたり配当不能なもの」をいう (ICAI 2009, par. 17)。

55) 例えば、Vinod Kothari & Company (2021) を参照。

表5 COVID-19対応関連で拠出した資金の取扱い

項目	判定
PM CARES Fund に対する資金の拠出	CSR 支出に該当する (法別紙Ⅶの区分8に該当する)。
州首相による救済基金 (Chief Minister's Relief Fund) 又は州による COVID-19救済基金 (State Relief Fund for COVID-19) に対する資金の拠出	CSR 支出に該当しない。
州の防災機関に対する資金の拠出	CSR 支出に該当する (法別紙Ⅶの区分12に該当する)。
COVID-19対応を目的とする資金の拠出	CSR 支出に該当する。
ロックダウン期間中の従業員 (契約労働者を含む) に対する賃金の支払い	CSR 支出に該当しない。
ロックダウン期間中の臨時賃金労働者又は日雇賃金労働者に対する賃金の支払い	CSR 支出に該当しない。
臨時賃金労働者又は日雇賃金労働者に対する見舞金の支払い (通常の賃金とは別に支払うもの)	COVID-19対応を目的とし、かつ、法定監査人の承認を経て取締役会が COVID-19対応を目的とする見舞金であることを表明することを条件として、1回の支払いに限り CSR 支出に該当する。

(2020年通達第15号(4月10日付) (MCA 2020a) をもとに筆者作成)

とした事業活動に対する資金の拠出額は、CSR 支出に該当する (CSR 方針規則第2条第1項 (d) (i) 但書) (V 節を参照)。

また、2020年通達第15号(4月10日付) (MCA 2020a) が明確にした COVID-19対応関連で拠出した資金の取扱いは、表5のとおりである。

さらに、2021年通達第1号、第5号、第9号及び第13号による COVID-19対応関連で拠出した資金の取扱いは、次のとおりである。

- ・ワクチン接種にかかる啓発活動及びパブリックアウトリーチに要する資金の拠出は、CSR 支出に該当する (法別紙Ⅶの区分1、2及び12に該当する) (2021年通達第1号(1月13日付) (MCA 2021c))。
- ・仮設病院及び短期療養施設の建設に要する資金の拠出 (7.2.2.2を参照) は、CSR 支出に該当する (法別紙Ⅶの区分1及び12に該当する) (2021年通達第5号(4月22日付) (MCA 2021d))。
- ・保健インフラ、医療用酸素の製造・貯蔵施設、酸素吸入器等の医療用機器の製造に要する資金の拠出は、CSR 支出に該当する (法別紙Ⅶの区分1及び12に該当する) (2021年通達第9号(5月5日付) (MCA 2021e))。
- ・従業員とその家族以外に対するワクチン接種に要する資金の拠出は、CSR 支出に該

当する (法別紙Ⅶの区分1及び12に該当する) (2021年通達第13号(7月30日付) (MCA 2021f))。

7.2.2.7 在外親会社による資金の拠出

在外親会社がインド国内において CSR 活動を実施すべく拠出した資金については、インド国内の子会社を経由して拠出され、かつ、当該子会社が法第135条の適用対象となることを条件として、当該子会社の CSR 支出に該当する (2014年通達第21号(6月18日付) (MCA 2014, (vi)))。

7.3 拠出不足額の取扱い

CSR 活動の実施に伴い実際に拠出した資金の額が、法第135条第5項に基づき算定された要拠出額 (直近の3会計年度の「純利益」の平均に2%を乗じた額) を下回る場合、拠出不足となる⁵⁶⁾。

7.3.1 「継続的なプロジェクト」に関する拠出不足額

「継続的なプロジェクト」に関して生じた資金の拠出不足額 (未拠出額) は、次の手順に従い取り扱う⁵⁷⁾ (法第135条第6項及び CSR 方針規則第10条)。

1. 拠出不足が生じた会計年度の終了後30日以内に、指定銀行⁵⁸⁾に「未拠出 CSR 口

座 (Unspent Corporate Social Responsibility Account)」とよばれる特別口座を開設し、拠出不足相当額を預け入れる。

2. 未拠出 CSR 口座への預入後3会計年度以内に、CSR 方針に基づき、預入額を CSR 活動に拠出する。
3. 期限内に預入額のすべてを CSR 活動に拠出することができなかつた場合、3会計年度の終了後30日以内に、残額を法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する。

1の手続について、未拠出 CSR 口座は、プロジェクトごとに開設する必要はなく、1会計年度につきひとつ開設すれば足りる⁵⁹⁾ (企業省 FAQs, No. 7.5)。また、未拠出 CSR 口座を開設する趣旨は、「継続的なプロジェクト」にかかる拠出不足額を当該プロジェクトに使用することを確実なものとするにある。したがって、当該口座への預入額を会社の通常の事業活動に用いたり、担保に供したりしてはならない (企業省 FAQs, No. 7.6)。

3の手続について、最終的に法別紙Ⅶに列挙された基金へ拠出することにより、法第135条第5項に基づく義務を履行⁶⁰⁾ したことになる (企業省 FAQs, No. 7.2)。

なお、代理機関をつうじて「継続的なプロジェ

クト」を実施して代理機関に拠出不足が生じた場合にも、会社が上記手順に従い代理機関の拠出不足相当額を取り扱う。いいかえれば、法第135条第6項及び CSR 方針規則第10条の適用上、会社が代理機関から拠出不足額の払戻しを受けることまでは問わないということである (会社秘書役協会 FAQs, Q. 32 and A. 32)。

7.3.2 「継続的なプロジェクト」に該当しないプロジェクトに関する拠出不足額

「継続的なプロジェクト」に該当しないプロジェクトの実施に関して生じた拠出不足額は、会計年度の終了後6カ月以内に、法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する (法第135条第5項第二但書及び CSR 方針規則第10条)。法別紙Ⅶに列挙された基金へ拠出することにより、法第135条第5項に基づく義務を履行⁶¹⁾ したことになる (企業省 FAQs, No. 7.2)。

代理機関をつうじてプロジェクトを実施して代理機関に拠出不足が生じた場合にも、会社が同様の手順に従い拠出不足額を取り扱う。いいかえれば、法第135条第5項第二但書及び CSR 方針規則第10条の適用上、会社が代理機関から拠出不足額の払戻しを受けることまでは問わないということである (会社秘書役協会 FAQs, Q. 32 and A. 32)。

ある会計年度における CSR 活動資金は、会計年度内、すなわち3月31日まで (注6を参照)

56) なお、例えば、直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2.5%相当額を CSR 活動に拠出することを計画していたところ、会計年度の終了時点において実際には2%相当額しか拠出していなかった場合、法が定める要拠出額を拠出したことにならない。したがって、0.5%相当額が未拠出であることは、ここにいう「拠出不足」には該当しない。すなわち、0.5%相当額については、本項において言及する法第135条第5項第二但書、CSR 方針規則第10条及び法第135条第6項、さらにはこれらに関する罰則規定である法第135条第7項 (XV節 (14.2) を参照) の適用対象とはならない (会社秘書役協会 FAQs, Q. 29 and A. 29)。

57) 法第135条第6項 (及び CSR 方針規則第10条) は、2020年度 (2021年1月22日) に施行された (遡及適用なし)。したがって、2020年度以前に生じた拠出不足額の取扱いについては、会社の裁量に委ねることとされる (企業省 FAQs, No. 7.7)。これについて、2014年度ないし2019年度に未拠出額に対する引当金を認識し、それが2021年3月31日時点においてもなお認識されている場合、必要に応じて、引当金相当額を未拠出 CSR 口座に移転するか又は法別紙Ⅶに列挙された基金へ拠出することとされていた (会社秘書役協会 FAQs, Q. 23 and A. 23)。2021年施行前の法第135条に基づく拠出不足額の取扱い (引当金の認識) については、赤塚 (2019, pp. 63-64) を参照。

58) 「指定銀行 (scheduled bank)」とは、1934年準備銀行法別紙Ⅱに記載された銀行をいう (準備銀行法第2条 (e))。

59) 透明性及びプロジェクトの管理目的に照らして、プロジェクトごとに開設してもよい (会社秘書役協会 FAQs, Q. 28 and A. 28)。

60) 法第135条第7項に基づく罰金の支払義務との関係については、XV節 (14.2) を参照。

61) 法第135条第7項に基づく罰金の支払義務との関係については、XV節 (14.2) を参照。

に拠出しなければならない。会計年度が終了すれば、以降、法別紙Ⅶに列挙された基金へ拠出しなければならない(会社秘書役協会 FAQs, Q. 33 and A. 33)。そして、拠出不足相当額は、拠出不足が生じた会計年度の終了後6カ月以内に実施する他のCSR活動に用いてはならない(企業省 FAQs, No. 7.3)。

7.4 拠出超過額の取扱い

CSR活動の実施に伴い実際に拠出した資金の額が、法第135条第5項に基づき算定された要拠出額を上回る場合、拠出超過となる。拠出超過額は、次の要件を充足することを前提として、拠出超過が生じた会計年度から3会計年度内の要拠出額と相殺することができる⁶²⁾(法第135条第5項第三但書及びCSR方針規則第7条第3項)。

- ・CSR活動によって生じた「剰余」(Ⅷ節を参照)を控除すること⁶³⁾。
- ・取締役会の決議を経ること。

例えば、2020年度に2,000万ルピーの拠出超過が生じ、2021年度にそのうち500万ルピーを2021年度の要拠出額と相殺したとする。そうすると、引き続き、2022年度及び2023年度の要拠出額のうち、1,500万ルピーを相殺することができる。しかし、2022年度以降、会社が法第135条第1項の要件を充足しなくなれば、2023年度の終了時点において、1,500万ルピーを相殺す

ることはできなくなる(企業省 FAQs, No. 3.8)。

ちなみに、相殺を前提とした場合、会計上、拠出超過相当額をいったん資産計上する必要がある。もっとも、超過支出額を繰り延べることに伴い認識する資産の会計学的性格は定かではなく、吟味を要すると思われる(赤塚(2021c, pp. 51-53)を参照)。

7.5 未使用額の取扱い

あるCSRプロジェクトが当初の計画よりも早期に完了し、かつ、当該プロジェクトに割り当てられた予算のすべてを使用していなければ、未使用の資金が生じることとなる。これについては、取締役会が年次行動計画を変更したうえで、別のCSRプロジェクトに使用することができる。あるプロジェクトに生じた未使用額を別のプロジェクトに使用した場合、CSR報告において当該事実を開示する必要がある(会社秘書役協会 FAQs, Q. 19 and A. 19)。

Ⅷ 剰余の取扱い

CSR活動の実施に伴い生じた収益(収入)額⁶⁴⁾がCSR活動の実施に伴い生じた費用(支出)額を上回る場合、剰余⁶⁵⁾が生じる。CSR活動によって生じた剰余は、会社の事業利益⁶⁶⁾の構成要素としてはならず、次のいずれかのかたちでCSR活動に再投資⁶⁷⁾しなければならない(CSR方針規則第7条第2項)。

62) 法第135条第5項第三但書及びCSR方針規則第7条第3項は、2020年度(2021年1月22日)に施行された(遡及適用なし)。したがって、それ以前に生じた拠出超過額は、相殺の対象とはならない(企業省 FAQs, No. 3.7)。ただし、2021年通達第20052021号(5月20日付)(MCA 2021h)は、一定の条件のもと、2019年度にPM CARES Fund(法別紙Ⅶの区分8に明示)に拠出することによって生じた拠出超過額を2020年度の要拠出額と相殺することを認めていた。

63) したがって、「剰余」が生じた場合における相殺可能額は、次のとおり算定する(表IIを参照)。

相殺可能額=実際拠出額-法第135条第5項に基づく要拠出額-CR活動を源泉とする剰余

64) CSR活動によって生じる収益(収入)としては、例えば、CSR活動資金として代理機関に拠出した資金から生じた受取利息、CSRプロジェクトによって生じた収益、CSRプロジェクトに使用した資産の除却又は売却益がある(企業省 FAQs, No. 3.4及び会社秘書役協会 FAQs, Q. 46 and A. 46)。

65) CSR活動によって生じる「剰余(surplus)」は、会社法及びCSR方針規則によって定義された用語ではない。

66) 「事業利益(business profit)」は、会社法及びCSR方針規則によって定義された用語ではない。

67) このために必要となる会計技術については、赤塚(2021c, pp. 55-56)を参照。

- ・ 剰余が生じたプロジェクトに再投資する。
- ・ いったん未拠出 CSR口座に預け入れ、CSR方針及び年次行動計画に即して使用する。
- ・ 会計年度の終了日後6カ月以内に、法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する。

また、上述のとおり、相殺の対象とする拠出超過額は、CSR活動によって生じた「剰余」を控除することとされる(Ⅶ節(7.4)及び注63を参照)。これは、剰余を源泉とする拠出超過額と次年度以降の拠出額との相殺を認めないことを意味する。これにより、CSR活動を源泉とする剰余は、将来の実際拠出額に影響を及ぼすことなく、必ず再びCSR活動資金として投下されるしくみとなっているのである。

IX インパクトアセスメントの実施

直近の3会計年度におけるCSR義務の平均が1億ルピー以上である会社は、次の2要件を充足するCSRプロジェクトについて、独立機関によるインパクトアセスメントを実施しなければならない(CSR方針規則第8条第3項(a))。

- ・ 1,000万ルピー以上の資金が拠出されたプロジェクトであること。
- ・ インパクトアセスメントを実施する時点において、プロジェクトの完了から1年以上経過したプロジェクトであること。

インパクトアセスメントは、CSRプロジェクトの社会的影響を評価することを目的として実施するものである。加えて、インパクトアセスメントは、CSR予算の配分及びCSR支出の評価を行うことに先がけて、十分な検討を行うことを会社に促すものとなる。これは、資源配分計画に対するフィードバックを提供することにとどまらず、CSR活動の質の向上にも資する(企業省FAQs, No. 9.1)。

インパクトアセスメントの実施における留意

事項は、次のとおりである。

- ・ インパクトアセスメントは、プロジェクトごとに実施する。また、プロジェクトが上記2要件を充足するかを問わず、自主的に実施することもできる(企業省FAQs, No. 9.2)。
- ・ CSR方針規則第8条は、2020年度(2021年1月22日)に施行された(遡及適用なし)。したがって、2021年1月22日以降に完了したプロジェクトが、インパクトアセスメントの実施対象となる(会社秘書役協会FAQs, Q. 16 and A. 16)。ただし、グッドプラクティスとすることを目的として、それ以前に完了したプロジェクトについても、インパクトアセスメントを実施することができる(企業省FAQs, No. 9.3)。
- ・ インパクトアセスメントを実施する独立機関を選定するための適格要件を策定する権限は、取締役会が有する(企業省FAQs, No. 9.4)。
- ・ CSR活動を共同実施する場合、会社が個々に開示を行う必要があることから、インパクトアセスメントに関する情報を会社間で共有する(企業省FAQs, No. 9.7)。

インパクトアセスメント報告は、取締役会に諮ったうえで、CSRに関する年次報告に添付しなければならない(CSR方針規則第8条第3項(b))。インパクトアセスメント報告の全文にアクセスするウェブリンクと、インパクトアセスメント報告の要旨をCSR報告に盛り込むことによって、かかる規定を遵守したとみなされる(企業省FAQs, No. 9.6)。

インパクトアセスメントを実施する会社は、インパクトアセスメントに要する資金の拠出額について、「1会計年度のCSR支出総額の5%」と「500万ルピー」のいずれか小さいほうの額を、CSR支出として計上することができる(CSR方針規則第8条第3項(c))。当該拠出額は、CSR方針規則第7条第1項に基づく「管理活動によ

て生じた間接費」の限度額(1会計年度のCSR支出総額の5%(Ⅶ節(7.2.2.1)を参照))に算入しない(企業省FAQs, No. 9.5)。CSR活動を共同実施する場合におけるインパクトアセスメントに要する資金の拠出額は、上記制約(CSR方針規則第8条第3項(c))を勘案したうえで、それぞれの会社に按分する(企業省FAQs, No. 9.7)。

X CSR 報告

各会計年度の会社の「取締役会報告書」において、CSR活動について(別紙に基づき)年次報告を行わなければならない(CSR方針規則第8条第1項)。CSR方針規則別紙Ⅰは、2020年4月1日以前に開始した会計年度を対象とする様式である⁶⁸⁾。それに対し、別紙Ⅱは、2020年4月1日以降に開始した会計年度を対象とする様式であり、別紙Ⅰと比べて開示情報の充実が図られている((補遺及び赤塚(2021b, pp. 53-57, 表5ないし表13))を参照)。

外国会社については、法第381条第1項(b)に基づき会社登記局(ROC)に送付する貸借対照表(写し)に、CSR活動報告に関する別紙(別紙Ⅰ又は別紙Ⅱ)を添付しなければならない(CSR方針規則第8条第2項)。

XI CSR 活動のウェブサイトにおける開示

取締役会は、パブリックアクセスを目的として、CSR委員会の人員構成並びに取締役会が承認したCSR方針及びプロジェクトを、会社がウェブサイトを持していれば、当該ウェブサイトにおいて開示しなければならない(CSR方針規則第9条)。

なお、資金の拠出額の多寡を問わず、すべてのCSRプロジェクトがウェブサイトにおける開示対象となる(企業省FAQs, No. 10.4)。

XII 外国会社の取扱い

外国会社に対する法第135条の適用については、すでに言及したものも含め、次のとおり別途規定・通達されている。

- ・「純資産」、「売上高」及び「純利益」は、法第198条及び外国会社の会計を規定する法第381条第1項(a)に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書の数値に基づき算定する(CSR方針規則第3条第1項但書)。
- ・CSR委員会は、2名以上の人員をもって構成し、そのうち1名は法第380条第1項(d)に基づき国内居住者として登録されている者とし、その他は外国会社が指名した者とする(CSR方針規則第5条第1項(iii)) (表1を参照)。
- ・法第381条第1項(b)に基づき会社登記局に送付する貸借対照表(写し)に、CSR活動報告に関する別紙を添付する(CSR方針規則第8条第2項) (X節を参照)。

XIII 中央政府の権限及び役割機能

中央政府は、法第135条の遵守を担保する必要があると認められる場合、会社(会社集団)に対し、一般通達又は特別通達を行うことができる。中央政府より通達を受けた会社(会社集団)は、当該通達を遵守しなければならない(法第135条第8項)。また、中央政府は、CSR規定に違反した会社に対して、会社法の定めに基づき、しかるべき記録の調査と法に基づく手続きを経て、法的措置を講じることができる(企業省FAQs, No. 2.6)。

中央政府は、ポータルサイト「MCA21ポータル」において会社が開示した情報をつうじて、会社によるCSR規定の遵守状況をモニタリン

68) 紙幅の都合により、開示を要する事項及び具体的な様式については、赤塚(2021b, pp. 53-54, 表3及び表4)を参照。

グする(企業省FAQs, No. 2.6)。なお、中央政府は、個々の会社のCSRプログラム・プロジェクトの承認及び実施に関する直接的な権限を有しない(企業省FAQs, No. 2.4)。

Ⅹ 罰則規定

CSR規定の違反は、2021年1月22日以降、民事上の不法行為に該当する(企業省FAQs, No. 2.6)。CSR規定に違反した会社及び(又は)役員その他の者は、法第134条第8項、第135条第7項又は第450条の適用を受ける。さらに、時として、法第454条第8項の適用を受ける可能性もある。

14.1 法第134条第8項

法第134条に違反した会社は、300,000ルピーの罰金を科される。また、法第134条に基づく義務を懈怠した会社の役員は⁶⁹⁾、個々に50,000ルピーの罰金を科される(法第134条第8項⁷⁰⁾)。

したがって、法第134条第4項に基づき、「取締役会報告書」においてCSR活動の年次報告(CSR委員会の人員構成の開示等を含む)を行わなかったか又はCSR活動に資金(要拠出額)を拠出しなかった理由説明を怠った会社及び当該会社の役員は、それぞれ上記罰金を科される。

14.2 法第135条第7項

CSR活動に対する資金の拠出不足額の取扱

いを定める法第135条第5項又は第6項(Ⅶ節(7.3)を参照)を遵守しなかった会社は、「法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未拠出CSR口座への要預入額に、2を乗じた額」と、「1,000万ルピー」のいずれか小さいほうの額を、罰金として科される。また、法第135条第5項又は第6項を遵守しなかった会社の役員は、「法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未拠出CSR口座への要預入額に、10分の1を乗じた額」と、「200,000ルピー」のいずれか小さいほうの額を、罰金として科される(法第135条第7項)。

なお、法第135条第7項に基づく義務と、法第135条第5項又は第6項に基づく義務は、併存する。すなわち、すでに法第135条第7項に基づき罰金を科された状況において、法第135条第5項又は第6項に基づく義務を履行しても、そのことをもって法第135条第7項に基づく罰金の支払義務を免れない。同様に、すでに法第135条第7項に基づき罰金を科された状況において罰金を支払っても、そのことをもって法第135条第5項又は第6項に基づく義務を免れない(企業省FAQs, No. 8.2)。

14.3 法第450条

法第450条は、罰則の定めがない会社法規定又はそれに関連する施行規則等に違反した会社又は役員その他の者に対して、それぞれ10,000ルピーの罰金を科することとしている。加えて、

69) 次に示す者が、「義務を懈怠した会社の役員(officer who is in default)」に該当する(法第2条第60項)。

- ・常勤取締役。
- ・主要経営責任者。主要経営責任者がいない場合には、取締役会において代表に指名され、代表となることの合意文書に署名しそれを取締役に提出した取締役。また、そのような取締役がいなければ、すべての取締役。
- ・取締役会又は主要経営責任者の直接的な管理下にある各種責任者のうち、義務の不履行を回避するための積極的な措置を講じないことに関与したか若しくは容認した者又は意図的に義務の不履行を回避するための措置を講じることを怠った者。
- ・取締役会が常態的に助言を仰ぐ者(職業的専門家として取締役会に助言する者を除く)。
- ・取締役会議事録をつうじて規定違反を把握していたすべての取締役、取締役会に出席し規定違反に異を唱えなかったすべての取締役、合意又は黙認により規定違反を生じさせたすべての取締役。
- ・株式の発行又は譲渡については、名義書換代理人、株式登録機関及び引受銀行。

70) ちなみに、2020年12月21日以前は、法第134条に違反した会社は50,000ルピー以上250万ルピー以下の罰金を科され、法第134条に基づく義務を懈怠した会社の役員は個々に3年以下の禁錮又は(及び)50,000ルピー以上500,000万ルピー以下の罰金を科された。

違反の継続に応じて、1日当たり1,000ルピーの罰金を科す(会社については200,000ルピー、役員その他の者については50,000ルピーを上限とする)こととしている(法第450条⁷¹⁾)。

したがって、法第450条を準用することにより、法第135条(第5項及び第6項を除く)及びCSR方針規則に違反した会社と役員その他の者は、それぞれ上記罰金を科される。

14.4 法第454条第8項

法第454条第8項は、会社が法第454条第3項ないし第7項に基づく命令の通知を受けてから90日以内にその命令に従わなかった場合、会社に対して25,000ルピー以上500,000ルピー以下の罰金を科すこととしている(法第454条第8項(i))。また、同条同項は、役員その他の者が命令の通知を受けてから90日以内にその命令に従わなかった場合、6カ月以下の禁錮又は(及び)25,000ルピー以上100,000ルピー以下の罰金を科すこととしている(法第454条第8項(ii))。

したがって、定められた期限内に法第134条第8項、法第135条第7項又は法第450条に基づく罰金を支払わなかった会社と役員その他の者は、法第458条第8項の適用を受け、さらにそれぞれ上記罰金(及び又は禁錮刑)を科される(企業省FAQs, No. 8.4)。

補遺 取締役会報告書における開示

2020年4月1日以降に開始した各会計年度の会社の「取締役会報告書」は、次の内容を含むCSR活動に関する年次報告を行わなければならない(CSR方針規則別紙Ⅱ「2020年4月1日以降に開始した会計年度における取締役会報告書に含めるべきCSR活動に関する年次報告の様式」)。

1. 会社のCSR方針の概略
2. CSR委員会の人員構成(表6)

3. CSR委員会の人員構成並びに取締役会が承認したCSR方針及びCSRプロジェクトが会社のウェブサイトにおいて開示されている場合にはウェブリンク
4. CSR方針規則第8条第3項に基づき実施されたCSRプロジェクトのインパクトアセスメントの詳細(適用可能であれば)
5. CSR方針規則第7条第3項に基づき相殺可能な額の明細(あれば)(表7)
6. 法第135条第5項に基づく会社の「純利益」の平均
7.
 - (a) 法第135条に基づく直近の3会計年度の「純利益」の平均の2%
 - (b) 前会計年度のCSRプロジェクト、CSRプログラム又はCSR活動によって生じた剰余の額
 - (c) 当会計年度において相殺を要する額(あれば)
 - (d) 当会計年度におけるCSR義務の総額
(a) + (b) - (c)
8.
 - (a) 当会計年度におけるCSR活動に対する資金の拠出額又は未拠出額の明細(表8)
 - (b) 当会計年度における「継続的なプロジェクト」に対する資金の拠出額の明細(表9)
 - (c) 当会計年度における「継続的なプロジェクト」に該当しないプロジェクトに対する資金の拠出額の明細(表10)
 - (d) 「管理活動によって生じた間接費」の額
 - (e) インパクトアセスメントに要した額(あれば)
 - (f) 当会計年度における資金の拠出額の合計
(b) + (c) + (d) + (e)
 - (g) 相殺対象となる拠出超過額(あれば)
(表11)

71) ちなみに、2020年12月21日以前は、罰則の定めがない会社法規定又はそれに関連する施行規則等に違反した会社又は役員その他の者は、それぞれ10,000ルピー以下の罰金を科されるとともに、違反の継続に応じて1日当たり1,000ルピーの罰金を科された。

9. (a) 過去3会計年度における資金の未拠出額の明細 (表12)
 (b) 前会計年度における「継続的なプロジェクト」に対する資金の拠出額の明細 (表13)
10. 固定資産を製造したか又は取得した場合、当会計年度に製造又は取得した固定資産ごとの明細
 (a) 固定資産の製造日又は取得日
 (b) 固定資産の製造又は取得にかかる資金の拠出額
 (c) 固定資産を所有する主体、公的機関又は受益者の明細
 (d) 製造又は取得した固定資産の明細 (完全な住所及び所在地)
11. 法第135条第5項に基づき会社が「純利益」の平均の2%を CSR 活動に対する資金として拠出しなかった場合には、その理由

表6 CSR委員会の人員構成

SI. No.	Name of Director	Designation/Nature of Directorship	Number of meetings of CSR Committee held during the year	Number of meetings of CSR Committee attended during the year

(CSR 方針規則 別紙 II)

表7 相殺可能な額の明細

SI. No.	Financial Year	Amount available for set-off from preceding financial years (in Rs)	Amount required to be set-off for the financial year, if any (in Rs)
1			
2			
3			
	TOTAL		

(CSR 方針規則 別紙 II)

表8 当会計年度における資金の拠出額又は未拠出額の明細

Total Amount Spent for the Financial Year. (in Rs.)	Amount Unspent (in Rs.)				
	Total Amount transferred to Unspent CSR Account as per section 135 (6).		Amount transferred to any fund specified under Schedule VI as per second proviso to section 135 (5).		
	Amount.	Date of transfer.	Name of the Fund	Amount.	Date of transfer.

(CSR 方針規則 別紙 II)

表9 当会計年度における「継続的なプロジェクト」に対する資金の拠出額の明細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
Sl. No.	Name of the Project.	Item from the list of activities in Schedule VII to the Act.	Local area (Yes/ No).	Location of the project.		Project duration.	Amount allocated for the project (in Rs.).	Amount spent in the current financial Year (in Rs.).	Amount transferred to Unspent CSR Account for the project as per Section 135 (6) (in Rs.).	Mode of Implementation - Direct (Yes/No).	Mode of Implementation - Through Implementing Agency	
				State.	District.						Name	CSR Registration number.
1.												
2.												
3.												
	TOTAL											

(CSR 方針規則 別紙Ⅱ)

表10 当会計年度における「継続的なプロジェクト」に該当しないプロジェクトに対する資金の拠出額の明細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	(7)	(8)	
Sl. No.	Name of the Project	Item from the list of activities in schedule VII to the Act.	Local area (Yes/ No).	Location of the project.		Amount spent for the project (in Rs.).	Mode of implementation - Direct (Yes/No).	Mode of implementation - Through implementing agency.	
				State.	District.			Name.	CSR registration number.
1.									
2.									
3.									
	TOTAL								

(CSR 方針規則 別紙Ⅱ)

表11 相殺対象となる拠出超過額

Sl. No.	Particular	Amount (in Rs.)
(i)	Two percent of average net profit of the company as per section 135 (5)	
(ii)	Total amount spent for the Financial Year	
(iii)	Excess amount spent for the financial year [(ii) - (i)]	
(iv)	Surplus arising out of the CSR projects or programmes or activities of the previous financial years, if any	
(v)	Amount available for set off in succeeding financial years [(iii) - (iv)]	

(CSR 方針規則 別紙Ⅱ)

表12 過去3会計年度における資金の未拠出額の明細

Sl. No.	Preceding Financial Year.	Amount transferred to Unspent CSR Account under section 135 (6) (in Rs.)	Amount spent in the reporting Financial Year (in Rs.).	Amount transferred to any fund specified under Schedule VII as per section 135 (6), if any.			Amount remaining to be spent in succeeding financial years. (in Rs.)
				Name of the Fund	Amount (in Rs).	Date of transfer.	
1.							
2.							
3.							
	TOTAL						

(CSR 方針規則 別紙 II)

表13 前会計年度における「継続的なプロジェクト」に対する資金の拠出額の明細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
Sl. No.	Project ID.	Name of the Project.	Financial Year in which the project was commenced.	Project duration.	Total amount allocated for the project (in Rs.).	Amount spent on the project in the reporting Financial Year (in Rs.).	Cumulative amount spent at the end of reporting Financial Year. (in Rs.)	Status of the project - Completed / Ongoing.
1								
2								
3								
	TOTAL							

(CSR 方針規則 別紙 II)

【付記】

本稿は、日本私立学校振興・共済事業団「2020年度学術研究振興資金 (The Science Research Promotion Fund)」による研究成果である (研究課題: 「アジアにおける女性の経済・政治活動への参加拡大とそのインパクト」)。研究代表者である二階堂有子先生 (武蔵大学) よりご高配を賜りましたこと、ここに御礼申し上げます。

また、本稿に関して、武蔵大学総合研究機構主催「武蔵経済セミナー」にて、報告の機会を頂きました (2022年3月18日開催)。各種調整を頂きました山下奨先生 (武蔵大学) をはじめ、当日ご参集頂きました先生方に御礼申し上げます。

なお、本稿における表記及び解釈の誤り等に関する責任は、すべて筆者に帰属します。

参考文献

- Bombay Chamber of Commerce and Industry (BCCI). 2018. *Legal Compliances in CSR : Section 135, Schedule VII and CSR Rules.*
- Cost Accounting Standards Board (CASB). 2015. *Generally Accepted Cost Accounting Principles.*
- Ernst & Young. 2013. *Corporate Social Responsibility (CSR) : Opportunities and Challenges— Tax Perspective.*
- Income Tax Department. 2022. *Income Tax Act, 1961. As Amended by The Finance Act, 2022.*
- Institute of Chartered Accountants of India (ICAI). 2009. *Technical Guide on Accounting for Not-for-Profit Organisations (NPO's).*
- . 2015. *Guidance Note on Accounting for Expenditure on Corporate Social Responsibility Activities.*
- . 2020. *Technical Guide on Accounting for Expenditure on Corporate Social Responsibility Activities.*
- . 2021. *Technical Guide on Accounting of CSR Funds by Third Parties.*
- Institute of Company Secretaries of India (ISCI). 2021. *FAQs on Corporate Social Responsibility.*
- Ministry of Corporate Affairs (MCA). 2014. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013. General*

- Circular No. 21/2014.
- . 2016. *Frequently Asked Questions (FAQs) with Regard to Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 01/2016.
- . 2017a. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 08 (E).
- . 2017b. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 9 (E).
- . 2018. *Clarification with Regard to Provisions under Section 135 (s) of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 6/2018.
- . 2020a. *COVID-19 Related Frequently Asked Questions (FAQs) on Corporate Social Responsibility (CSR)*. General Circular No. 15/2020.
- . 2020b. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020.
- . 2021a. *The Companies Act, 2013*. As Amended by The Companies (Amendment) Act, 2019 and The Companies (Amendment) Act, 2020.
- . 2021b. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014*. As Amended by The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021.
- . 2021c. *Clarification on Spending of CSR Funds for Awareness and Public Outreach on COVID-19 Vaccination Programme*. General Circular No. 1/2021.
- . 2021d. *Clarification on Spending of CSR Funds for Setting up Makeshift Hospitals and Temporary COVID Care Facilities*. General Circular No. 05/2021.
- . 2021e. *Clarification on Spending of CSR Funds for 'Creating Health Infrastructure for COVID Care', 'Establishment of Medical Oxygen Generation and Storage Plants' etc.* General Circular No. 09/2021.
- . 2021f. *Clarification on Spending of CSR Funds for COVID-19 Vaccination*. General Circular No. 13/2021.
- . 2021g. *Frequently Asked Questions (FAQs) on Corporate Social Responsibility (CSR)*. General Circular No. 14/2021.
- . 2021h. *Clarification on Offsetting the Excess CSR Spent for FY 2019-20*. Circular No. 20052021.
- . 2022a. *The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Rules, 2014*. As Amended by The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Amendment Rules, 2022 and The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Second Amendment Rules, 2022.
- . 2022b. *Compendium on Corporate Social Responsibility in India*. (URL: <https://www.mca.gov.in/Compendium/Ebook/mobile/index.html>)
- . 2022c. *Clarification on Spending of CSR Funds for "Har Ghar Tiranga" Campaign*. General Circular No. 8/2022.
- Ministry of Finance. 2019. *The Reserve Bank of India Act, 1934*.
- Ministry of Law and Justice. 2005. *Right to Information Act, 2005*.
- . 2019. *The Code on Wages, 2019*.
- SKP. 2015. *An Insight into Corporate Social Responsibility Rules in India*.
- Vinod Kothari & Company. 2021. *Corpus Contributions: Whether CSR?*
- 赤塚尚之. 2019. 「インドの Mandatory CSR 一関連法規と会計指針」『彦根論叢』(420) : pp. 52-70.
- . 2020. 「コメントリー：インド2013年会社法第135条 (CSR) 及び関連法規 (2020年8月24日最終改正)」『滋賀大学経済学部研究年報』(27) : pp. 41-65.
- . 2021a. 「インド勅許会計士協会 Technical Guide 『CSR活動に対する支出の会計処理』」滋賀大学経済学部 Working Paper No. 303: pp. 1-20.
- . 2021b. 「インド2014年 CSR 方針規則の2021年1月改正について—新旧比較をまじえて—」『彦根論叢』(428) : pp. 42-61.
- . 2021c. 「インド会社法第135条に基づく CSR 活動の会計処理—インド勅許会計士協会 (ICAI) 『Technical Guide』を手がかりとした仕訳方法の考察—」『彦根論叢』(429) : pp. 42-61.
- 酒巻俊之. 2021. 「第5章株式会社の運営機構 II 取締役3インド」(酒巻俊雄他. 2021. 『英法系諸国の会社法—理論と実務・2株式会社の運営機構』中央経済社: pp. 282-327).
- 新日本有限責任監査法人. 2017. 『インドの会計・税務・法務 Q&A』第3版. 税務経理協会.
- 西村あさひ法律事務所. 2020. 『インドのビジネス法務』有斐閣.
- ビシュワ・ラズ・カンデル. 2017. 「インドのコーポレート・ガバナンス」(佐久間信夫編著. 2017. 『コーポレート・ガバナンス改革の国際比較—多様化するステークホルダーへの対応』ミネルヴァ書房: pp. 234-254).
- 弁護士法人 One Asia 南アジアプラクティスチーム. 2021. 『南アジアの法律実務』中央経済社.
- KPMG/あずさ監査法人インド事業室. 2016. 『インドの投資・会計・税務ガイドブック』第3版. 中央経済社.

Commentary: Section 135 of the Companies Act, 2013 and Relevant Rules as of 22/1/2021, including Frequently Asked Questions by the Ministry of Corporate Affairs and the Institute of Company Secretaries of India

Naoyuki Akatsuka

In India, Section 135 of the Companies Act, 2013 obligates a company with a net worth of five hundred crore rupees or more, a turnover of one thousand crore rupees or more, or a net profit of five crore rupees or more during the immediately preceding financial year to spend in every financial year at least 2 percent of the company's average net profit earned during the three immediately preceding financial years for CSR activities. Section 135 and Schedule VII of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 have been partially amended or substituted at frequent intervals since their enforcement on 1 April 2014.

Most recently, on 22 January 2021, the Companies (Amendment) Act, 2019 and the Companies (Amendment) Act, 2020 covering Section 135 of the Companies Act, 2013 came into force, along with the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021. In addition, Notifications relating to Section 135 of the Act have been published periodically by the Ministry of Corporate Affairs (MCA). Furthermore, the MCA published *FAQs on CSR* (General Circular No. 14) in August 2021, and the Institute of Company Secretaries of India (ICSI) also published *FAQs on CSR* in April 2021.

In light of the above developments, the purpose of this paper is to update my previous work (Akatsuka 2020) based on the situation at the time of the amendment that came into force on 24 August 2020, in line with Section 135 of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 at the time of the amendment that came into force on 22 January 2021. The paper also reflects the various Notifications published by the MCA up to 31 August 2022. Furthermore, the clarifications made by the MCA and the ICSI through FAQs have been incorporated throughout to further enhance the paper, which aims to provide a detailed understanding of “Mandatory CSR” legislation in India.

Keywords: Companies Act, 2013, Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014, Mandatory CSR in India, MCA, ICSI

JEL Classification Codes: K22, M41, M49

